

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
行政指導課(担当)名	大阪市保健所環境衛生監視課
行政指導の名称	旅館業規制指導要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	建設局・教育委員会事務局・こども青少年局・福祉局
概 要	大阪市旅館業規制指導要綱では、旅館業施設を建築や改修工事を行おうとする前に、建築計画届出書を保健所長あて提出するように定めております。
根拠となる要綱等	大阪市旅館業規制指導要綱
行政指導指針	旅館業施設の建築・改修の着工前に建築計画届出書を提出すること
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000206912.html
備考	

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
行政指導課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
行政指導の名称	大阪市公衆浴場指導要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	
概 要	公衆浴場法及び大阪市公衆浴場法施行条例に定めるもののほか、より一層の衛生水準の確保を目的に大阪市公衆浴場指導要綱にて基準を定め、それに基づく指導を行っております。
根拠となる要綱等	大阪市公衆浴場指導要綱
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設備基準（必須設備） ・ 附帯設備を設置する場合の基準 ・ 個室付浴場の基準 ・ 構造設備の基準の適用除外（適用除外時の留意事項）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000206921.html
備考	

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
行政指導課(担当)名	大阪市保健所環境衛生監視課
行政指導の名称	小規模給水施設の維持管理に関する指導
関連する 他局の名称	水道局
概要	給水設備の維持管理は管理者自ら責任を持ち、大阪市が定める要綱に従い、貯水槽の点検、定期的な清掃など、適正な維持管理を行うよう努めなければなりません。 また、管理者は大阪市が要綱に基づいて行う指導に協力し、さらに、給水設備に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときには直ちに給水を停止するとともに、利用者に周知し、保健所へその旨通報しなければなりません。
根拠となる要綱等	大阪市小規模給水施設の維持管理に関する指導要綱
行政指導指針	<p>（基本的事項） 給水設備の維持管理は、管理者自ら責任を持って行うべきものであり、健康局及び水道局は、この要綱の目的を達成するため、啓発その他の指導を行うものとする。</p> <p>（維持管理） 管理者は、「大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準」に従って小規模給水施設を適正に管理するものとし、特に次の事項に留意して飲料水の汚染を防止するよう努めるものとする。</p> <p>（1）貯水槽周辺は、常に清潔に保つこと。 （2）給水設備の機能が正常であるかを定期的に点検すること。 （3）飲料水の色、濁り、におい、味等に異常を認めた場合には、必要な項目について水質検査を行うこと。 （4）貯水槽は、年1回、定期的に清掃すること。</p> <p>（管理者の責務） 管理者は、小規模給水施設の維持管理を適正に行うとともに、この要綱に基づいて行われる関係局の指導に協力するものとする。</p> <p>2. 管理者は、給水設備に汚染事故が発生し、飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときには直ちに給水を停止するとともに、利用者に周知し、保健所へその旨通報するものとする。</p> <p>（指 導） 小規模給水施設の維持管理に関して必要があると認めるときは、市長の指定する者に指導させることができる。</p> <p>2. 前項の規定により指導を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなくてはならない。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000206762.html
備考	

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
行政指導課(担当)名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
行政指導の名称	大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	
概 要	大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱では、当該簡易専用水道の設置者に対し当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所あてに届出が定められており、未届施設に対して届出指導を実施しています。また、定期検査結果や清掃記録、図面等の帳簿書類を施設に備え保存することが定められており、未実施施設に対して帳簿書類の備え付け・保存を行うよう指導しています。なお、設置者は水質に異常を認め、水質検査を実施したとき、給水停止措置を行ったとき及び給水の水質に関する事故が発生したときは、当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所あてに報告しなければなりません。報告を受けた場合は、立ち入り検査・指導等を行っています。
根拠となる要綱等	大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱
	<p>(届 出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置者は、当該簡易専用水道を設置して給水を開始したときは、当該簡易専用水道を設置する建築物（以下「当該施設」という。）の所在地を所管する生活衛生監視事務所に届け出なければならない。 (2) 設置者は、届け出の内容に変更があったとき、又は当該簡易専用水道の使用を廃止したときは、当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所に届け出なければならない。 <p>(帳簿書類の備付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置者は、次に掲げる帳簿書類を当該施設に備えておかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 規則第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類 イ 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面 ウ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図 エ 水槽の清掃の記録 オ その他の管理についての記録 (2) 前号ア、エ及びオの帳簿書類は、3年間保存しなければならない。 <p>(報 告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置者は、次に該当するときは、その旨を当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所に報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 規則第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。 イ 規則第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。 ウ 給水の水質に関する事故が発生したとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000206744.html
備考	

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課（06－6208－9981）
行政指導課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
行政指導の名称	専用水道設置及び維持管理に係る指導
関連する 他局の名称	
概 要	大阪市専用水道維持管理要領では、給水開始前に水質検査及び施設検査の結果を届出に添付し、検査結果が適合と判定するまで給水を開始しないこと、給水開始届及び専用水道設置届の添付書類として水道技術管理者の氏名等を保健所長あて報告することが定められています。また、専用水道において定期的水質検査を給水栓において実施したとき、健康診断を実施し結果に異常が認められたときは保健所長あて報告することと定められおり、立ち入り検査の実施や指導を行っています。さらに水質検査の結果基準値を超えることが想定される場合未然防止に必要な措置を講じる指導を行います。事故等が生じた場合、報告をしなければなりません。施設を撤去する等当該水道施設が専用水道に該当しなくなった場合は、速やかにその旨を保健所長あて届け出ること、1ヶ月以上休止する場合及び休止施設を再開する場合も保健所長あて届け出た上でその指導を受けなければなりません。
根拠となる要綱等	大阪市専用水道維持管理要領
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水開始前の検査 <ul style="list-style-type: none"> (1) 専用水道設置者（以下「設置者」という。）は、法第34条第1項で準用する法第13条第1項に規定する届出において、同項に規定する水質検査及び施設検査の結果を添付すること。水質検査の実施場所は給水栓を原則とするが、自己水源専用水道の場合は、浄水施設出口とすること。 (2) 自己水源専用水道設置者は、本市の実施する検査結果が適合と判明するまで、給水を開始しないこと。 ● 水道技術管理者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置者は、法第34条第1項で準用する法第19条第1項に規定する水道技術管理者に対し協力するとともに、その報告や助言をもとに第19条第2項各号の規定を遵守しなければならないこと。 (2) 設置者は、給水開始届及び専用水道設置届の添付書類として水道技術管理者の氏名等を保健所長あて報告すること。また、水道技術管理者を変更した場合は、速やかにその内容を保健所長あて報告すること。 ● 水質検査 <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置者は、法第34条第1項で準用する法第20条に規定する定期的水質検査を給水栓において実施し、その結果を速やかに保健所長あて報告すること。自己水源専用水道で、水道事業者である本市水道局から供給される飲用水（以下「水道水」という。）及び浄水を混合する場合にあっては、検体採取日の当該混合割合を併せて保健所長あて報告すること。ただし、次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 規則第15条第1項第1号イの検査結果については、その結果に異常が認められた場合のみに限ること。 イ 水道水のみを利用する施設については、同号ロの検査の結果、水質基準に適合していれば1年分を取りまとめて報告できること。 (2) 設置者は、当該施設において、次のような事項が生じた場合は、法第34条第1項で準用する法第20条に定める臨時の水質検査を給水栓において実施し、結果が判明した後、速やかに保健所長あて報告すること。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、自己水源専用水道にあっては、水質検査を浄水施設出口でも実施すること。 ア 水源の水質が著しく悪化したとき イ 水源に異常があったとき ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき エ 浄水過程に異常があったとき オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき カ その他特に必要があると認められるとき (3) 自己水源専用水道設置者は、(1)に定めるもののほか、次の水質検査を1年に1回以上実施し、結果が判明した後速やかに保健所長あて報告すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 原水検査：水質基準に関する省令の表（以下「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項の検査（ただし、21から31及び48の事項を除く。）及び水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付厚生労働省健康局水道課長通知）に基づく指標菌検査。 イ 浄水検査：浄水施設出口にて行い、基準の表の上欄に掲げる事項のうちアの検査において法第4条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に不適合な事項の検査。 ● 水質検査計画 設置者は、規則第15条第6項に規定する水質検査計画を速やかに保健所長あて報告すること。ただし、次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 同条第7項各号に規定する事項を具備するとともに、5(3)の検査体制や、関係者間における連絡網やマニュアル作成等予め危機管理体制を構築し明記すること。 イ 年度途中でであっても給水栓における水質が大きく変化するなど供給する水の安全性を確認する必要が生じた場合は、採水場所、検査の事項や回数等を追加するなど見直したうえで、同様に報告すること。 ● 健康診断 設置者は、法第34条第1項で準用する法第21条に規定する健康診断を実施し、結果に異常が認められた場合、速やかに保健所長あて報告すること。 なお、病原体検査は赤痢菌・腸チフス菌及びパラチフス菌を対象に主として便について行い、必要に応じてコレラ菌・赤痢アメーバ・サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎・流行性肝炎・泉熱・感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。 ● 水質基準超過の未然防止 設置者は、5による水質検査の結果、浄水施設出口において水質基準値を超えることが想定される場合は、保健所長と協議のうえ、原因究明や施設改善等必要な措置を講じること。また、当該措置後、原因、施設改善結果並びに改善後の水質検査結果等必要な事項を速やかに保健所長あて報告すること。 ● 給水の停止措置 自己水源専用水道設置者は、法第34条第1項で準用する法第23条に規定する給水の緊急停止のほか、浄水施設出口における検査結果が水質基準値を超過した場合、自己水源の水の供給を直ちに停止するとともに、必要な措置を講じ、安定的に水質基準値を十分に下回ることを確認した後でなければ自己水源の水の供給を開始しないこと。 さらに、供給再開後一定期間定期的に水質検査を実施し、改善の効果を確認すること。 なお、これらの措置や確認を行った際には、速やかに保健所長あて報告すること。 ● 事故報告 設置者は、次のような事項が生じた場合は、速やかにその内容を保健所長あて連絡するとともに、後日報告書を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 断水戸数が給水戸数の2割以上に及び、断水時間が6時間以上にわたったとき (2) 5日以上にわたり給水量の制限が3割以上になったとき (3) 水質に異常な変化が生じたとき (4) 水道に起因すると認められる疾病が発生したとき (5) 重要水道施設に著しい被害が発生したとき (6) その他保健所長が必要と認めたとき ● 専用水道設置届 設置者は、既存の水道施設が新たに専用水道に該当することになる場合は、速やかにその旨を保健所長あて届け出ること。 ● 休止・廃止・再開届 設置者は、施設を撤去する等当該水道施設が専用水道に該当しなくなった場合は、速やかにその旨を保健所長あて届け出ること。また、当該専用水道施設を1ヶ月以上休止する場合及び休止施設を再開する場合も同様に保健所長あて届け出た上でその指導を受けること。
ホームページ	
備考	

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課（06－6208－9981）
行政指導課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
行政指導の名称	特定建築物事前審査
関連する 他局の名称	
概 要	店舗、事務所、旅館等の用途に使用され、その用途部分の延べ面積が3,000m ² 以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校にあつては、8,000m ² 以上）を特定建築物という。特定建築物を建築する場合、建築確認申請時に建築主事等から保健所長あてに通知がある。当該通知により把握した建築主又は申請代理人に対し、空気調和設備及び給排水設備等について事前審査し、必要があれば指導する。
根拠となる要綱等	大阪市特定建築物事前審査実施要領
行政指導指針	○ 特定建築物を建設する場合、建築基準法第93条に基づき、建築確認申請時に建築主事等から保健所長あてに通知がある。当該通知により把握した建築主や申請代理人に対し、特定建築物を建設する前に空調給排水設備指導基準に基づいて審査し、必要があれば指導する。
ホームページ	
備考	